「農泊ふくおか」ロゴマーク使用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、福岡県内の農山漁村地域における農泊のPRを図るために定めた「農泊ふくおか」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の適正な使用を確保するため、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この規約において、ロゴマークとは別紙に掲げるものをいう。
 - 2 使用者が、ロゴマークをみだりに改変して使用することはできない。ただし、印刷物のデザイン上、モノクロで使用しても差し支えない。

(ロゴマークの著作権)

第3条 ロゴマークに関する著作権は、福岡県が所有する。

(ロゴマークの使用届出等)

- 第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、「農泊ふくおか」ロゴマーク使用届出書(様式1)を 県に提出し、許可を得た後、使用することができる。届け出た内容を変更する場合も同様とする。 ただし、暴力団員等に該当せず、また、密接な関係もない者に限る。
 - 2 ロゴマークの使用に際し、次のような場合は使用することができない。
 - 一 福岡県の農泊のイメージを損なう恐れがあると認められる場合
 - 二 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、また支援するおそれがあると認められる場合
 - 三 公序良俗に反する恐れのある場合
 - 四 法令、規則等に違反する場合
 - 五 虚偽の内容もしくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの と認められる場合
 - 六 その他、福岡県がロゴマークの使用の趣旨に反していると認めた場合
 - 3 知事は、必要に応じ、使用者に対してロゴマークの使用状況について、「農泊ふくおか」ロゴマーク使用状況報告書(様式2)による報告を求めることができるものとする。
 - 4 知事は、ロゴマークの使用がこの規約及び届け出た内容に違反していると認めるときは、当該 使用を取り消し、当該使用に係る物件の回収を命じることができる。

(使用料金)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(事故、苦情等の処理)

- 第6条 使用者は、ロゴマークの使用に伴い事故、苦情等が発生した場合、自らの責任のもとに、誠意をもって適切な措置を講じなければならない。
 - 2 前項に規定する事故等について、知事はその責を負わないものとする。

(その他)

第7条 知事は、ロゴマークの適正な使用に関し、この他必要な事項については別途定めることができる。

(規約の改訂)

- 第8条 この規約は、事前の通知なく、必要に応じ改訂される場合がある。
 - 2 福岡県がこの規約を改訂し、利用条件を変更した場合は、既に許諾を行った利用に関しても変更後の規約及び利用条件を適用する。
 - 3 この規約の改訂により使用者に不利益が生じた場合にあっても、福岡県は一切の責任を負わないものとする。

附則

この規約は、令和5年6月2日から施行する。

【透過ver】



【透過なしver】

